

毎週火、金曜日発行（但休日を除き）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 農業共済団体等検査規則
- ◇告示 建設業者の知事登録まつ消
教育職員免許状の授与
環境改善事業補助金交付要綱
ピロプラズマ病予防及びダニ駆除
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催
- ◇公告 昭和三十五年度クリーニング師試験の実施
昭和三十五年度鳥取県職員採用試験の実施
昭和三十五年度鳥取県吏員昇任試験の実施

規 則

農業共済団体等検査規則をここに公布する。

昭和三十五年七月十五日

鳥取県知事 石 破 三 朗

鳥取県規則第三十四号

農業共済団体等検査規則

農業共済団体検査規則（昭和二十七年七月鳥取県規則第六十号）の全部を改正する。

（規則の目的）

第一条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第四百二十二条の二から第四百二十二条の四までの規定により、知事が農業共済組合、共済事業を行なう市町村及び農業共済組合連合会（以下「団体等」という。）に対し検査を行なう場合は、この規則の定めるところによる。

（検査の目的）

第二条 検査は、団体等の業務及び会計（共済事業を行なう市町村にあつては、当該共済事業にかかる業務及び会計。以下同じ。）の正否をただし、団体等の業務運用の正常化を図り、農業災害補償制度の健全な発展に資することを目的として、これを行なうものとする。

(検査員)

第三条 知事は、職員のうちから、検査員を任命し、団体等の検査を行なわせる。

(検査の方法等)

第四条 検査は、立入検査の方法により行なう。

2 検査は、あらかじめ団体等に通告しないで、その主たる事務所において行なうことを原則とする。

3 第一項の規定による立入検査を行なう場合には、別記様式による身分証明書を携帯し、団体等の代表者（農業共済組合及び農業共済組合連合会にあつては理事、共済事業を行なう市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）にこれを呈示するとともに、検査を行なう旨を告げなければならない。

(検査の範囲)

第五条 検査は、検査時の事業年度（共済事業を行なう市町村にあつては会計年度）における団体等の業務及び会計の状況につき検査に着手した日を検査基準日として行なう。ただし、必要があると認めるときは、

過年度についても行なうことができる。

(検査の立会)

第六条 検査にあつては、団体等の代表者の立会いを得て行なわなければならない。ただし、共済事業を行なう市町村にあつては、市町村長に事故があるときは、助役又は当該市町村長の指定する吏員が立ち会うものとする。

2 農業共済組合又は農業共済組合連合会にあつては、前項の規定による立会人のほかなるべく監事を立ち会わせるものとする。

(執務時間内検査の原則)

第七条 検査は、当該団体等の執務時間内に行なわなければならない。ただし、団体等の代表者の承諾を得たときは、この限りでない。

(検査の講評)

第八条 検査を終了するに際しては、検査員は、団体等の代表者及び立会人に対し、口頭をもつて、検査中明らかとなつた事項について講評を行なわなければならない

(検査書の交付等)

第九条 検査員は、検査を終了したときは、すみやかに検査書を作成し、当該団体等に交付しなければならない。

2 前項の規定により交付された検査書中に指示事項又は質問事項がある場合は、当該団体等の代表者は、検査書受領後すみやかに、その責任ある意見又は今後の措置若しくは方針を記載した回答書を知事に提出しなければならない。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

身分証明書 第 号

職氏名

年 月 日生

上記の者は、農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。

年 月 日 有効期間

鳥取県知事 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日まで

(写真ちよう付)

告 示

鳥取県告示第三百五十六号

次の建設業者は、大臣登録されたので、知事登録をまつ消した。

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録
(ほ)第三二二二号

昭三三、四、二六

(株)横山組

鳥取市行徳二〇七

横山 貞一

昭三五、四、二七

鳥取県告示第三百五十七号

次の者に対し、教育職員免許状を授与した。

昭和三十五年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類

番 号

氏 名

本 籍 地

授与年月日

幼稚園助教諭免許状

昭三五幼助第二号

山本 洋子

鳥取県八頭郡河原町大字八日市
一九四番地

昭和三十五年
六月八日

〃

〃

第三号

林崎満寿子

岡山県岡山市内山下二〇番地

〃

〃

〃

第四号

高山喜美子

山形県新庄市金沢二、五二八番地

〃

〃

〃

第五号

福井 玲子

鳥取県倉吉市栗尾二三四番地

〃

鳥取県告示第三百五十八号

同和对策として実施する環境改善事業補助金交付要綱

を次のように定める。

昭和三十五年七月十五日

昭和三十五年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

同和对策として実施する環境改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、同和对策を必要とする地区の住民(以下「関係地区住民」という。)の自立更正意欲を助長することを目的として市町村が実施する環境改善事業に要する経費に対し、予算の範囲内において当該市町村に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)によるのほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の種類)

第二条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる環境改善事業のうち、原則として事業費三十万円以上で、国又は県から補助金又はこれに類する給付金が交付されない事業とする。
一 関係地区住民の保健衛生の向上を目的とする事業

二 関係地区住民の経済の確立を目的とする事業
三 前各号に定めるもののほか、関係地区住民の福祉の増進を目的とする事業

(補助率)

第三条 この要綱による補助金の額は、総事業費から事務的経費を控除した額の三分の一に相当する額以内とする。

(市町村の負担)

第四条 この要綱による補助金の交付を受ける市町村は、補助金の額以上の金額を受益者からの寄附金分担金その他の納付金以外の収入により負担しなければならない。

(補助金の交付申請)

第五条 規則第五条第一号に規定する事業計画書及び収支予算書は、それぞれ別記第一号様式及び第二号様式によるものとする。

2 この要綱による補助金の交付の申請をしようとする市町村は、前項の規定によるもののほか、次の各号に

- 掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 建設工事にあつては設計書及び設計図、物件の購入にあつては見積書及びカタログ
 - 二 法令により許可又は認可等を受けなければならない事業にあつては許可又は認可等を受けたことを証する書面
 - 三 市町村が当該年度において、二以上の事業に要する経費について補助金の交付申請をしようとするときは、優先順位とその理由を記載した理由書
 - 3 申請書の提出時期は、毎年度四月一日から四月三十日までとする。
- (実績報告書)
- 第六条 規則第十八条に規定する実績報告書は、第三号様式により作成し、次に掲げる書類を添付して、補助金の交付決定のあつた年度の翌年度の六月十日までに提出しなければならない。
- 一 第四号様式により作成する収入、支出決算書
 - 二 建設工事にあつては第五号様式により作成した設

- 計しゆん工対照表、物件の購入にあつては第五号様式に準じて作成した対照表
 - 三 事業執行中途及び完了後の現場写真
- (財産等の管理責任)
- 第七条 市町村長は、環境改善事業により取得した財産又は工作物等の管理を、善良なる管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- (財産の処分による収入金の納付)
- 第八条 知事は、市町村が環境改善事業により取得し、又は効用の増加した財産を規則第二十六条の承認を受けて処分することにより収入を得たときは、その収入の一部を原に納付させることができる。
- (書類の経由機関)
- 第九条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、町村にあつてはすべて二部作成し所轄福祉事務所長を経由しなければならない。
- 附 則
- 1 この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用す

る。ただし、昭和三十五年度に限り、第五条第三項の規定による提出期限は、別に定める。

(第一号様式)

環境改善事業計画書

- 1 事業の名称
- 2 新設、改修等の別
- 3 実施(設置)場所
- 4 事業実施主体
- 5 事業実施を必要とする具体的理由
- 6 事業の概要
- 7 事業実施方法
- 8 事業費
 - (1) 工事費
 - (2) 初度調弁費
 - (3) 事務費
 - (4) その他
- 9 事業費財源内訳
 - (1) 県補助金

- (2) 市町村費
- (3) 寄附金
- (4) 何 何
- 10 事業の着手及び完了予定年月日
- 11 施設費の維持管理の主体及び具体的方策
- 12 事業実施地域の概要

- (1) 地区名
- (2) 地域内の人口及び世帯数(4月1日現在)

総 数	人	世帯
生活保護世帯(再掲)	人	世帯
- (3) 地域内共同施設の概況
- (4) 保健衛生状況
- (町全数と地域の別と)
- (5) 経緯について
(町全数と地域の別と)
- (6) 職業分類

42

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第九条第六項の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十五年七月十五日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 鳥取地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年七月二十七日午前十時より

鳥取市吉方 鳥取警察署会議室

(2) 聴聞当事者住所及び氏名

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄
- 一日 時 昭和三十五年七月二十一日午後一時
- 二場 所 鳥取市東町一丁目 鳥取県自治会館
- 三議 題 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の執行について
- その他

- (1) 鳥取市下味野一六七番地 森下 一夫
- (四) 八頭郡智頭町字智頭一、五一八番地 稻村順一郎

二 浜村地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十五年七月二十七日午後二時より

気高郡気高町字浜村 浜村警察署会議室

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

気高郡気高町字宝木八一九番地

中村 市蔵

公 告

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の規定に基づくクリーニング師試験を次のとおり行なう。

昭和三十五年七月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の日時

学科試験

昭和三十五年八月十七日午前八時三十分から午前十一時三十分まで
実地試験
昭和三十五年八月十七日午後一時から

二 試験の場所

学科試験

鳥取市二階町四丁目 鳥取保健所

実地試験

鳥取市藪片原町 明日屋クリーニング店

三 受験資格

旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者又は厚生大臣がこれらの者と同等以上の学力があると認めたる者

四 試験科目

1 衛生法規に関する知識

2 公衆衛生に関する知識
3 洗たく物の処理に関する知識及び技能
五 受験手続

1 提出書類

(一) 受験願（別記様式による。）

(二) 履歴書

(三) 写真（手札型で出願前六月以内に正面脱帽で撮影したものとし、裏面に氏名、生年月日を記入すること。）

(四) 受験資格を有することの証明書

2 提出先

(一) 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所

(二) 鳥取県以外の都道府県に住所地を有する者は、鳥取市東町一丁目二〇番地鳥取県厚生部衛生課

3 提出期間

昭和三十五年七月三十日から昭和三十五年八月八日まで。ただし、郵送の場合は、八月八日付けの消印

があるものは有効とする。

六 試験手数料

五百円（鳥取県収入証紙五百円を受験願にはりつけること。ただし、鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取県厚生部衛生課あて現金書留又は郵便為替で送付すること。）

七 その他

1 受験願を受理したときは、直接本人あて受験許可を通知し、受験票を送付する。

2 受験者は、実地試験用として、ワイシャツ及びズボン各二枚を各自携帯すること。

別記

クリーニング師試験受験願

本籍

住所（だれだれ方まで記入すること。）

（ふりがなをつける）

氏名

年月日生

今回行なわれるクリーニング師試験を受けたいので関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏

名

鳥取県知事 石破 二郎 殿

昭和三十五年度鳥取県職員採用試験について、次のとおり公告する。

昭和三十五年七月十五日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

一 試験の対象となる職

初級	上級	職種	採用予定人員	職種	採用予定人員
一般事務	林業	行政	約六人	獣医	若干人
約十五人	農業	土木	若干人	農薬土木	若干人
	〃	〃	〃	農芸化学	〃
		電気			若干人

二 受験資格

男女の別を問いませんが、次の試験区分別の受験資格を必要とします。

初級	上級
昭和十二年四月二日から昭和十八年四月一日までに生まれた者（学歴を問いません。）	(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を昭和三十三年三月以降に卒業した者又は昭和三十六年三月三十一日までに卒業する見込みの者（年令を問いません。） (2) 学校教育法による短期大学を昭和三十三年三月以前に卒業した者で、昭和八年四月二日以降に生まれた者 (3) 人事委員会が前記(1)又は(2)に該当する者と同等と認められた者 (4) 前記(1)、(2)、(3)に掲げる者のほか、昭和八年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者（学歴を問いません。） (5) なお、獣医師にあつては、獣医師の資格を有する者又は昭和三十六年度中に獣医師の資格を取得する見込みのある者

ただし、次の各号の一つに該当する者は受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 禁治産者及び準禁治産者

(3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(4) 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 第一次試験

1 方法

上級試験については、教養試験と専門試験を大学卒業程度において、初級試験については、一般事務職は教養試験と適性試験、その他の職については教養試験と専門試験を高等学校卒業程度において行ないます。

イ 教養試験 試験区分にかかわらず、公務員とし

て必要な一般知能及び教養について択一式により行ないます。

ロ 適性試験 一般事務補助職員として必要な適性を有するかどうかについて択一式により行ないます。

ハ 専門試験 各職種に応じた専門的知識及び能力を有するかどうかについて、上級試験については択一式及び記述式、初級試験については択一式により行ないます。

なお、専門試験は、それぞれ次の分野から出題されます。

職 種	分 野
農 業	栽培学、汎論、作物学、園芸学、畜産学、病理解、昆虫害、土壌、肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般等
土 木	数学、力学、水理学、測量、土木材料、土木施工、河川、港湾、発電水力、道路、橋梁、都市計画等
行 政	政治、法律、経済、労働等の社会事象の理解に必要な基礎的知識、判断力、その他一般的な行政事務の遂行に必要な能力

(初級)

職 種	分 野
林 業	林政、森林経理、造林、森林利用、木材工業、林産製造、森林工学等
獸 医	家畜育種、家畜繁殖、家畜飼養、畜産各論、畜産物利用、獸医一般等
農芸化学	無機化学、有機化学、物理化学、分析化学、土壤学、肥料学、生物化学、栄養化学、農産製造学、醸酵学、農業等
農業土木	数学、水理学、応用力学、測量、材料及び施工、農業水利、農業造橋、農地造成、土地改良、農業機械、農学一般、農業経済一般等

2 日時、場所
昭和三十五年十月九日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際お知らせします。

3 第一次試験合格者の発表
昭和三十一年十月二十五日(火)県庁前に掲示するほか、合格者に通知します。

職 種	分 野
電 気	電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、発電電所、送配電

四 第二次試験

第二次試験は第一次試験の合格者に対して行ないます。

1 方法

- (イ) 口頭試問 主として人物について個別面接による試験を行ないます。
- (ロ) 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行ないます。
- (ハ) 身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否、その他について行ないます。

2 日時、場所

昭和三十五年十一月上旬鳥取市において行ないます。昭和三十一年十一月月中旬鳥取市に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

五 最終合格者の発表

昭和三十一年十一月月中旬鳥取市に掲示するほか、県公報に登載し、合格者に通知します。

六 合格から採用まで

1 合格者は試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、合格者の全部が必ず採用されるとは限りません。

2 採用候補者名簿の効力は、原則として一年間です。給与は原則として、上級試験合格者は給料月額一〇、六八〇円(一〇、八〇〇円になる見込み)(行政職給料表五等級四号給)、初級試験合格者は給料月額七、〇四〇円(七、四〇〇円になる見込み)(行政職給料表六等級二号給)を支給されるほか、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続及び受付期間

1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、あて先を明記して十円切手をはった返信用封筒を必ず同封して下さい。切手のないものは送付しません。

2 申込み

00922

- 2 昭和三十五年九月一日現在で次の学歴別経験年数を有する者
 - 学歴 経験年数
 - 中学卒 八年以上
 - 高校卒 四年以上
 - 短大卒 一年以上
 - 大学卒 ○
 - (注) 学歴、経験年数は、職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号）の規定によつて換算するものとする。
 - 3 昭和三十五年九月一日現在で給料月額八、二〇〇円以上（教育職給料表（イ）の適用を受ける職員にあつては、八、八二〇円以上）を支給されている者
 - 4 選考により採用された職員（試験の対象となる職に選考により採用された職員を除く。）は、その職又は他の具職員の職に通算して三年以上在職している者
- 三 試験の方法

職種	科目
一般事務	地方自治法、地方公務員法、行政法、地方財政関係法、その他一般事務職に必要な科目
学校事務	地方自治法、地方公務員法、行政法、教育関係法、その他学校事務職に必要な科目
土木	測量、応用力学、土木施工法、河川、港灣、道路、橋梁、砂防、その他土木職に必要な科目
建築	建築法規、計画、構造、施工、その他建築職に必要な科目
林業	林政、造林、森林保護、砂防工学、森林工学、林産製造、森林経理、その他林業職に必要な科目
畜産	畜産汎論、その他畜産職に必要な科目
農業土木	数学、測量、農業水利、農地造構、土壤、作物、農業気象、土木施工法、土地改良法、その他農業土木職に必要な科目

- (1) 教養試験 吏員として必要な適性及び教養について、択一式により行ないます。
- (2) 専門試験 職務遂行上必要な専門的知識について、択一式又は短答式及び記述式（論文又は設計等）により次の科目について行ないます。

00921

- 3 受付期間

昭和三十五年八月二十九日（月）から昭和三十五年九月十五日（木）午後五時まで、郵送の場合は、九月十五日（木）午後五時までの着信に限ります。

八 その他

この試験の詳細については、鳥取県人事委員会事務局に照会して下さい。

昭和三十五年七月十五日
鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵
- 一 試験の対象となる職

- 一 一般事務職、学校事務職、土木職、建築職、林業職、畜産職、農業土木職、農業改良普及員の職、生活改良普及員の職、電気職、保母の職（教母の職を含む。）栄養士の職
- 受験希望者は（イ）の受験資格を有していれば、現在従事している職の種類にかかわらず試験の対象となる職のうち一つを選んで受験することができます。
- なお、選考により採用又は昇任させる職（昭和三十三年人事委員会告示第四号）に規定する職は、この試験の対象となりません。
- 二 受験資格

次の各号の条件を満たしている者に限ります。

 - 1 昭和三十五年九月一日現在で本県の定数内の職員（条件付任用期間中の職員を除く。）として勤務している者。ただし、現に休職又は停職中の者並びに結核に関し任命権者の行なつた健康診断の結果、要療養、要休養及び要注意Aで勤務時間を八時間未満に制限された者を除く。

農業改良 普及員	作物、園芸、畜産、土壤肥料、農機具、病虫害、農業氣象、農業経営、農業政策、その他農業改良普及員の職に必要な科目
生活改良 普及員	被服、食物、保健衛生、住居、家庭管理、教育、その他生活改良普及員の職に必要な科目
電気	電気理論、電気計測、電気材料、電気機器、発電科目、送配電、電気法規、その他電気職に必要な科目
保母	社会福祉事務一般、児童福祉事業概論、児童心理学及び精神衛生学、保育理論、その他保母の職に必要な科目
栄養士	公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理、その他栄養士の職に必要な科目

- (3) 勤務評定 平素の勤務成績について行ないます。
- (4) 経歴評定 職務に関連のある経歴について行ないます。
- 四 試験の日時、場所及び発表
 - (1) 日 時 昭和三十五年八月十九日(金)午前九時から
 - (2) 場 所 鳥取市立川町五丁目鳥取工業高等学校
 - (3) 合格者発表 昭和三十五年九月六日(火)人事委員会前に掲示するほか、合格者に通知

- 五 昇任の方法

昇任試験の合格者は、試験職種ごとに吏員昇任候補者名簿に登載され、そのうちから昇任者が決定されます。名簿の有効期間は、原則として一年です。
- 六 受験手続
 - 1 申込み用紙の請求

申込み用紙は、人事委員会事務局に請求して下さい。郵便による場合は、封筒の表に「昇任試験申込み用紙請求」と朱書し、あて先を明記して、十円切手をはった返信用封筒を同封して下さい。
 - 2 申込み
 - (1) 申込み用紙に必要事項を記入し(経歴はなるべく詳細に記入すること。)所属長(課、所長)の証明を得て人事委員会事務局に提出して受験票を受け取って下さい。
 - 2 郵送による場合は、受験票裏面の郵便はがき欄に住所氏名を記入し、五円切手をはって下さい。切手

- のないものは受験票を送付しません。
- (3) 受付期間
 - 昭和三十五年八月一日(月)から昭和三十五年八月八日(月)午後五時まで。郵送の場合は、八月八日(月)午後五時までの着信に限ります。
- 七 その他

この試験の詳細についての問い合わせは、人事委員会事務局(電二、一一一)内(一八二)にして下さい。